外国中央銀行等のために行う振込にかかる
個人情報の取扱に関する細則

１．この細則の適用

　「外国中央銀行等のために行う振込に関する特約」（以下「特約」という。）を締結している金融機関は、「外国中央銀行等のために行う振込に関する規則」（以下「規則」という。）第８条の規定に基づき、この細則により、振込事務取扱先（規則第１条に定める「振込事務取扱先」をいう。以下同じ。）において、日本銀行から委託を受けた規則第１条に定める振込（以下「振込」という。）にかかる個人情報（「個人情報の保護に関する法律」（平成１５年法律第５７号）第２条第１項に規定するものをいう。以下同じ。）を取扱う。

２．秘密保持等

（１）振込事務取扱先は、振込にかかる個人情報について、善良な管理者として注意を払い、その秘密を保持する。振込事務取扱先は、特約が解約された後においても、当該秘密を保持するものとする。

（２）振込事務取扱先は、振込にかかる個人情報を振込にかかる事務の遂行以外の目的に使用してはならない。

（３）振込事務取扱先は、日本銀行が特に認めた場合を除き、振込にかかる個人情報を第三者に開示してはならない。

（４）振込事務取扱先は、日本銀行が必要と認める場合には、振込にかかる個人情報の管理状況について、日本銀行に報告し、または日本銀行の検査を受けるものとする。

３．再委託を行う場合の取扱

（１）振込事務取扱先は、特約を締結している自己の属する金融機関に適用される、個人情報の適正な取扱を確保するための法令および監督官庁または事業者団体その他これに準じる団体が策定する指針その他これに準じるもの（以下「関係法令等」という。）を遵守する限りにおいて、振込にかかる事務の遂行に必要な最小限の個人情報の取扱を第三者に行わせることができる。

（２）振込事務取扱先は、（１）に基づき振込にかかる個人情報の取扱を第三者に行わせる場合には、振込にかかる個人情報の取扱について、振込事務取扱先が日本銀行に対して負う義務と同様の義務を負わせる。

４．複製等の制限

　振込事務取扱先は、振込にかかる事務の遂行に必要な最小限の個人情報を、関係法令等を遵守して複写または複製を行う場合を除き、振込にかかる個人情報の複写または複製をしてはならない。

５．事故の報告

（１）振込事務取扱先は、自己の保管管理する振込にかかる個人情報について、漏洩その他の安全確保上の問題が発生した場合には、直ちに日本銀行に報告する。

（２）振込事務取扱先は、日本銀行の指示があった場合には、日本銀行に（１）の報告を行った日から原則として２０日以内を目途に、（１）で口頭により報告した事故にかかる事情説明書（書式例）を日本銀行に提出する。

６．個人情報の返還等

（１）振込事務取扱先は、日本銀行の指示があった場合には、振込にかかる個人情報（振込事務取扱先が複写または複製したものを含む。）を日本銀行に直ちに返還、消去その他の所要の措置を講ずる。

（２）振込事務取扱先は、特約が解約された場合には、振込にかかる個人情報またはこれに関連する情報が表示、記載もしくは記録された書面、データその他一切の資料（振込事務取扱先が複写または複製したものを含む。）について、日本銀行の指示に従い、消去その他の所要の措置を講ずる。

**（書式例）**

○○年○○月○○日

日本銀行業務局長　殿

株式会社○○

　○○　　　○○　○○

個人情報に係る事故についての事情説明書

日本銀行から委託を受けた外国中央銀行等のために行う振込事務における個人情報に係る事故について、「外国中央銀行等のために行う振込にかかる個人情報の取扱に関する細則」（平成１７年３月１６日付）の「５．事故の報告」に基づき、次表のとおり報告致します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発生日取扱日 | 発生部署 | 事象 | 事故の内容（個人情報の件数・金額・内容等）判明の経緯発生後の対応等 | 事故の原因 | 関係官庁・監督官庁への対応・報告 | 個人への対応 | 対外公表 | 再発防止策 |
|  |  |  |  |  |  |  |  |  |

以　上

○○年○○月○○日

**（書式例）**

**【記載例】**

日本銀行業務局長　殿

株式会社○○

○○　　　○○　○○

個人情報に係る事故についての事情説明書（注１）・（注２）・（注３）

日本銀行から委託を受けた外国中央銀行等のために行う振込事務における個人情報に係る事故について、「外国中央銀行等のために行う振込にかかる個人情報の取扱に関する細則」（平成１７年３月１６日付）の「５．事故の報告」に基づき、次表のとおり報告致します。

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 発生日取扱日 | 発生部署 | 事象 | 事故の内容（個人情報の件数・金額・内容等）判明の経緯発生後の対応等 | 事故の原因 | 関係官庁・監督官庁への対応・報告 | 個人への対応 | 対外公表 | 再発防止策 |
| ○年○月○日○年○月○日 | ○○ | ○○の誤送付 | ○件（○円）住所・氏名○○へ送付後に判明（送付先で廃棄した旨の回答） | 管理不徹底 | ○○に事情説明金融庁に報告 | あり | なし | 基本動作の徹底（2名による対応等） |

以　上

（注１）事情説明書の提出対象は、原則として「個人情報」に係る事故（漏えい、滅失または毀損）で、「法人情報（法人名のみ）」に係る事故は不要です（ただし、法人情報でも、案件によっては提出を求めることはあります）。

（注２）監督官庁宛報告書で代替することも可能です（「金融機関における個人情報保護に関するＱ＆Ａ」における別紙様式１・別紙様式２参照）。

（注３）日本銀行に報告を行った日から原則として２０日以内を目途にご提出ください。